

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月11日から 令和 8年 3月18日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月25日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月15日 午前10時30分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 4月 8日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	22,410,000 17,928,000	一括	4,482,000	184,915	43,830
1	6,730,000				
2	15,680,000				



物 件 目 録

1 所 在 名古屋市天白区島田四丁目

地 番 2210番

地 目 宅地

地 積 192.00平方メートル

2 所 在 名古屋市天白区島田四丁目 2210番地

家屋 番号 2210番

種 類 居宅

構 造 木造ソーラーパネルぶき2階建

床 面 積 1階 50.00平方メートル
2階 38.00平方メートル

(現況)

種 類 店舗・事務所

構 造 木造ソーラーパネルぶき3階建

床 面 積 1階 50.00平方メートル
2階 38.00平方メートル
3階 約44.00平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 6日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項。

【物件番号1】

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番2209番）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 名古屋市天白区島田四丁目
 地 番 2210 番
 地 目 宅地
 地 積 192.00 平方メートル

2 所 在 名古屋市天白区島田四丁目 2210 番地
 家屋 番号 2210 番
 種 類 居宅
 構 造 木造ソーラーパネルぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 50.00 平方メートル
 2 階 38.00 平方メートル

(現況)

種 類 店舗・事務所
 構 造 木造ソーラーパネルぶき 3 階建
 床 面 積 1 階 50.00 平方メートル
 2 階 38.00 平方メートル
 3 階 約 44.00 平方メートル



令和 7 年(ケ)第 290 号

令和 7 年 10 月 30 日受理

令和 7 年 12 月 4 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 名古屋市天白区島田四丁目 |
| | 地 番 | 2210番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 192.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 名古屋市天白区島田四丁目 2210番地 |
| | 家屋 番号 | 2210番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ソーラーパネルぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 50.00平方メートル
2階 38.00平方メートル |

(土地・建物用)

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 1
現況地目	■宅地(物件 1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者(破産管財人) □その他の者 上記の者が、下記建物の敷地である本土地を、管財業務の一環として管理し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	①本土地の南西側隣地は墓地となっている。 ②北側隣地(2209)の物置は、本土地に一部越境している。 ③本土地南東側付近には、看板が設置されている。
建物	物件 2
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる(■主である建物 □附属建物) ■種類：店舗・事務所 ■構造：木造ソーラーパネルぶき3階建 ■床面積：3階約44.00平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者(破産管財人) □その他の者 上記の者が、本建物を、管財業務の一環として管理し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	①本建物の西側付近及び南側付近には、それぞれさしかけが設置されている。 ②本建物には、太陽光発電システム(カネカソーラー)が設置されている。
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 破産管財人	関係者は、調査に立ち会うことができません。 物件1土地の北側隣地（2209）には、破産者会社の関係者の自宅があります。 詳しくは分かりませんが、物件1土地には北側隣地（2209）の水道管が埋まっている可能性があると思います。 物件2建物は、登記上2階建のところ3階建になっていますが、3階建になった時期は、破産者会社が同2建物を購入するより前のことだと思います。 北側隣地（2209）の物置は、物件1土地に少し越境して設置されていると思います。同物置がいつ設置されたのかは、分かりません。 南側のさしかけ内にあるさしかけの支柱のコンクリートの基礎部分は、南側隣地（2211）の人から越境していると指摘されており、同隣地の人との間では、書面は作成していませんが、越境していることを確認しています。ただ、それについて、すぐに対処するという話にはなっていません。同さしかけがいつ設置されたかは、よく分かりません。 物件2建物はオール電化住宅です。 物件2建物には、メーカーは分かりませんが、太陽光発電システムが設置されています。同太陽光発電システムは、破産者会社の物です。同太陽光発電システムが設置された時期は分かりません。 物件2建物内にある動産類は破産者会社の物です。それらは、残置することになると思います。 物件1土地の周囲に杭があるかは、分かりません。隣地との間で境界に争いは、先程述べた南側隣地（2211）との間であるだけです。 この付近は、交通量が多いので、騒音は少しあると思います。冠水はないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地は、同2建物の敷地として使用されている。
- 2 物件2建物は、登記上は平成24年11月新築の木造ソーラーパネルぶき2階建の居宅とされているが、現況は3階建に未登記増築されており（時期不詳）、また、種類については、書類やパネル等の残置物の状況等から、現況は、店舗（1階）、事務所（2、3階）と認めた。
同建物に経年に比し、特段の不具合は見当たらず、その傷み・汚損の程度については、概ね経年相応の範囲内と思われた。
- 3 物件1土地付近に存した杭の状況、付近に設置されたブロック塀の状況、隣地や道路との位置関係及び概測の結果等から、同土地の形状については、土地建物位置関係図（概略）のとおりのもものと認めた。
なお、破産管財人の陳述によると、南側さしかけの支柱の基礎コンクリート部分（30センチ四方形程度の物）は南側隣地（2211）に越境しているとのことであったが、同支柱は同隣地のコンクリートブロック塀外に当たり、一見しただけでは越境しているかは明確でないため、確定するには測量等を要すると思われる。
北側隣地（2209）の物置（位置は、土地建物位置関係図（概略）参照）は、物件1土地側にやや越境している（約1.28平方メートル）。
- 4 北側隣地（2209）は、物件1土地と一体で使用されていたものであるが、同隣地東側（道路側）には木製と思われる塀が設けられていて、同道路に出るには1メートル程度の間隔しかなく、自動車では直接道路に出ることができないため、現状、同隣地は同1土地を通過して同道路へは出入りしている。
なお、同隣地の水道管等の管は、物件1土地内を通過している可能性があると考えられる。
- 5 物件1土地にかかる法令上の制限や土壌汚染の有無の可能性については、評価人の評価書参照
- 6 破産管財人の陳述並びに物件2建物内の状況等から、同建物（店舗・事務所）は、現在、破産管財人が、管財業務の一環として管理し、占有しているものと認めた。
- 7 その他の本件調査結果は、本報告書2～3枚目のとおりである。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年10月31日 (金) 16:50-17:00	物件所在地	現地確認
R7年11月4日 (火) 17:00-17:10	電 話	破産管財人から聴取及び同人に対し立入調査期日告知
R7年11月5日 (水) 15:15-15:25	名古屋法務局	公図及び建物図面各取り寄せ
R7年11月17日 (月) 11:00-11:40	物件所在地	物件1土地及び同2建物の立入調査, 写真撮影, 破産管財人から聴取, 評価人同行

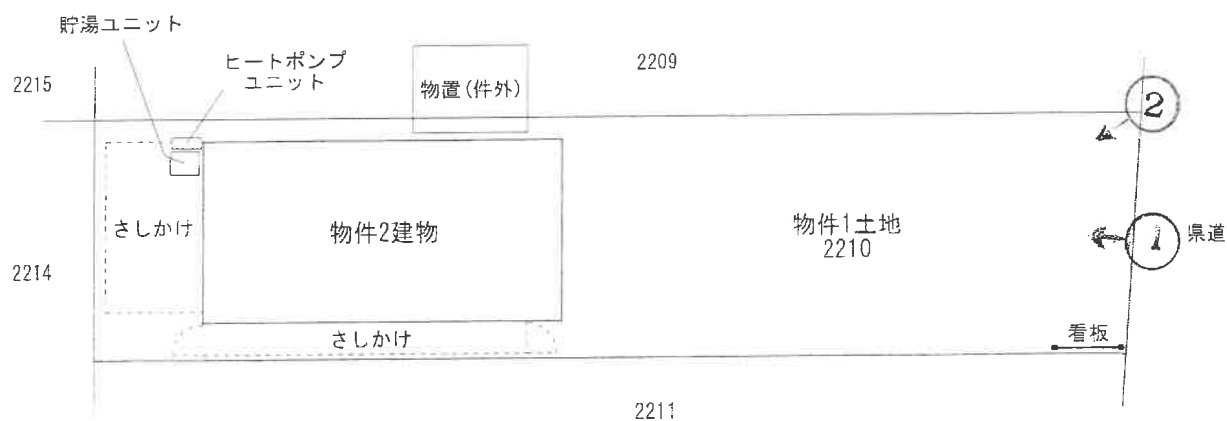
(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
対象物件が施錠されている場合に備えて, 解錠業者を同行して臨場した。

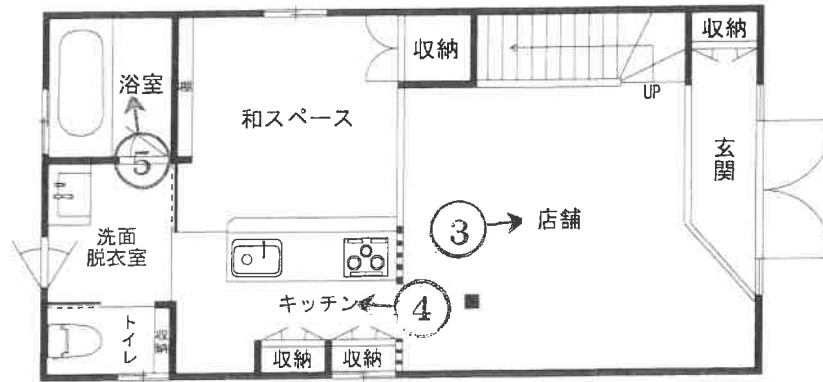
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

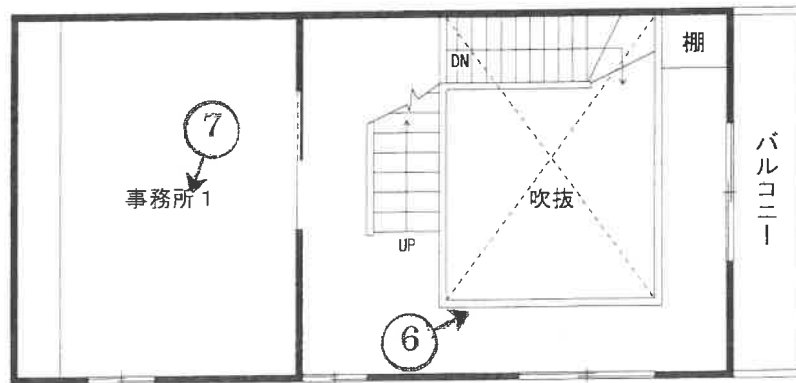
土地建物位置関係図（概略）



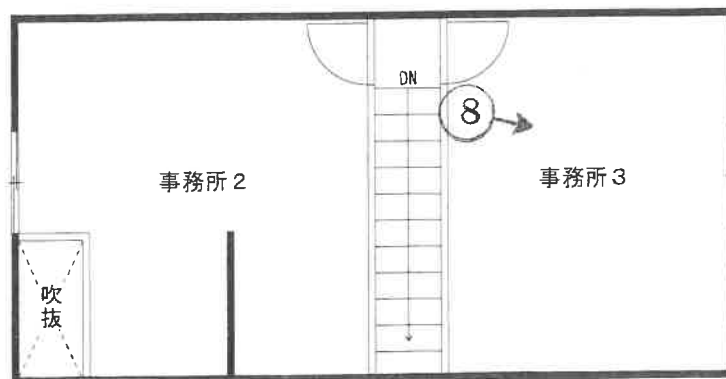
間取図（概略）



1 階



2 階



3 階
(未登記増築部分)

写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

①

物件1土地及び同2建物

(東方より撮影)

北側隣地(2209)物置



②

同上

(北東より撮影)



③

店 舗



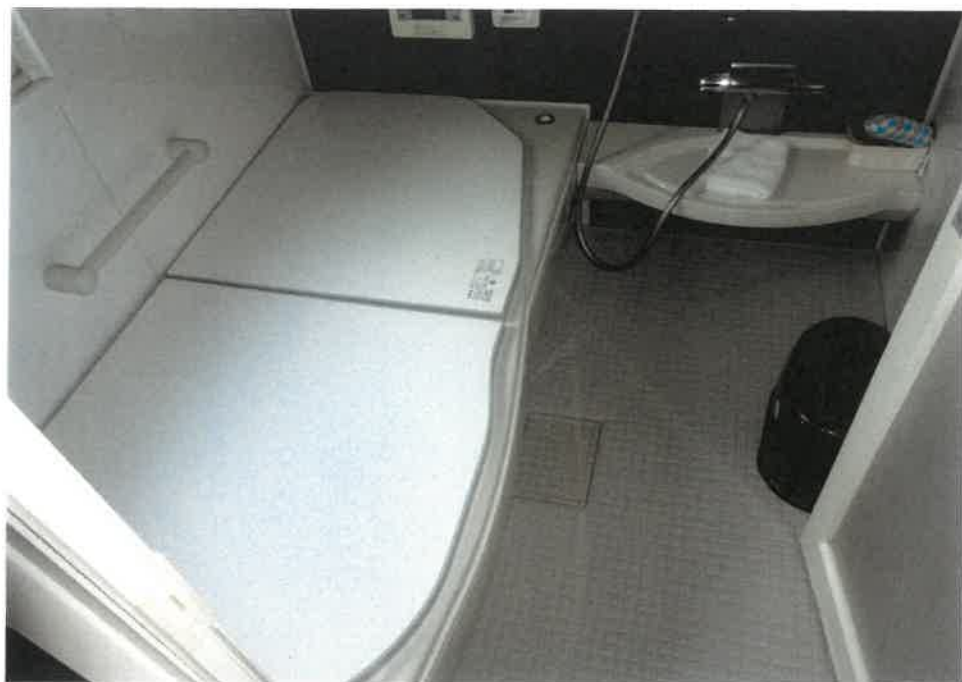
④

キッチン



⑤

浴室



⑥

2階吹抜



⑦

事務所 1



⑧

事務所 3



令和7年（ケ）第 290 号
令和7年 11月 6日 受 理
令和7年 11月 17日 現地調査
令和7年 12月 10日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

成田 晃浩

第1 評価額

一 括 価 格			
金 22,410,000 円			
内 訳 価 格			
物件1(土地)	金	6,730,000	円
物件2(建物)	金	15,680,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	名古屋市天白区島田四丁目 2 2 1 0 番 宅地 1 9 2 . 0 0 平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	名古屋市天白区島田四丁目 2 2 1 0 番地 2 2 1 0 番 居宅 木造ソーラーパネルぶき2階建 1階 5 0 . 0 0 平方メートル 2階 3 8 . 0 0 平方メートル	特記事項記載のと おり
番号	特 記 事 項		
2	※物件2建物の現況は下記の通りとなっている。 種 類：店舗・事務所 構 造：木造ソーラーパネルぶき3階建 床 面 積：1階 5 0 . 0 0 平方メートル 2階 3 8 . 0 0 平方メートル 3階 約4 4 . 0 0 平方メートル（未登記増築部分）		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	名古屋市営地下鉄鶴舞線「植田」駅 南西方 道路距離約1.9km 名古屋市営バス 天白中学校前停 北西方 道路距離約70m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	幹線道路沿いに一般住宅、店舗、クリニック、共同住宅等が建ち並ぶ地域である。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準住居地域 60% 300% 準防火地域 45m高度地区、緑化地域、居住誘導区域内、都市機能誘導区域外、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地積 192.00㎡ 間口 約6.6m、 奥行 約29.2m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	北東側幅員約20.5mの舗装県道（建築基準法42条1項1号の道路）に等高にて接面している。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 引込可（特記事項のとおり） 下水道 あり	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	過去の住宅地図（昭和45年）の地歴によれば、未利用地であったと推定される。また、有害物質使用特定施設の届出はなく、周辺の使用状況等からも土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。土壌汚染の有無を厳密に判定するには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査等を実施することが必要である。	
特 記 事 項	※ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ※ 浸水実績図によれば、平成21年10月（台風18号）において、接面する県道の一部で冠水が発生した記録がある。	

※ 破産管財人の陳述によれば、物件1土地に引き込まれた上水道は敷地内で分岐し、債務者兼所有者が所有する北西側隣地（2209番）へも給水している旨の説明を受けているとのことである。名古屋市上下水道局南部営業センターで確認したところ、当該分岐に関する届出はなく、備付図面でもその事実は確認できないとの回答であった。事実関係の確認ができないため、詳細については不明である。

※ ガス配管については、前面道路に本管が埋設されているため引き込み可能である。

※ 北西側隣地（2209番）に設置されている物置（件外）の一部が、物件1土地上へ越境している可能性がある（附属資料「土地建物配置図（概略）」参照）。

※ 物件2建物の南東側にはさしかけが設置されている。南東側隣地（2211番）所有者の主張によれば、その基礎の一部が当該隣地へ越境している可能性があるとのことである。

※ 物件2建物の南西側には、さしかけのほか、エコキュートのヒートポンプユニットおよび貯湯ユニットが設置されている。

※ 物件1土地の東端付近に、垂れ幕式の看板が設置されている。

※ 物件1土地の東端付近には、外観から浄活水装置と推定される白色のボックスが設置されているが、内部の確認ができないため、浄活水装置か否かを含め、当該装置の用途・種別は不明である。

※ 目的物件の南西隣地（2214番）は、比較的規模の大きい墓地となっている。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 平成24年11月28日新築 経過年数 約 13年 経済的残存耐用年数 約 12年
仕 様	構 造 木造3階建 屋 根 ソーラーパネルぶき 外 壁 不燃サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 板張、畳、タイル貼等 設 備 電気、給排水設備等 そ の 他 エコキュート、オール電化
床面積（現況）	「第3 目的物件」の表示のとおり、3階に未登記増築部分があるため、現況の延床面積は約132.00㎡となっている。
現況用途等	現況用途 店舗・事務所 間 取 り 店舗＋事務所＋和スペース等 （附属資料「建物間取図（概略）」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特記事項	※ 新築時に検査済証（番号：第H24確済建築愛建住セ22460号、日付：2012年11月29日）を取得しており、検査対象となった建築物の階数は2階である。 ※ 3階の未登記増築部分については、名古屋市建築指導部建築審査課に照会したところ、当該増築に係る建築確認申請の手続記録は確認できなかった。

※ 3階の未登記増築部分の施工時期は不明である。なお、当該部分は勾配天井となっており、南東側においては天井高が相当程度低くなっている。

※ 太陽光発電システムが導入されており、屋根上にソーラーパネルが設置されている。破産管財人の陳述によれば、当該システムは買取りにより取得したものであり、設置時期や発電容量等の詳細は不明である。なお、令和7年9月に点検を実施した際、業者から使用可能である旨の説明を受けたとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	168,000	0.92	192.00	0.90	26,710,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 名古屋天白5-5

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $169,000 \text{ 円/㎡} \times 103.4 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 104 = 168,000 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正すべき格差なし。

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：間口と奥行の関係 $0.94 \times$ 越境 $0.98 = 0.92$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	224,000	132.00	0.45	13,310,000

ウ 現価率：

・現価率 = [残価率3% + (1 - 残価率3%) × {経済的残存耐用年数12年 / (経済的残存耐用年数12年 + 経過年数13年)}] × (1 - 観察減価等10%) = 0.45

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	26,710,000	0.55	法定地上権	14,690,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ}×エ×オ
1	26,710,000	－ 14,690,000		0.70	0.8	6,730,000
2	13,310,000	＋ 14,690,000	0	0.70	0.8	15,680,000
一括価格（合計）						22,410,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件1土地については、墓地に隣接していることに加え、上水道の給水管の状況や用途・種別不明の装置の存在など、不確定要素が認められる。また、物件2建物については、未登記増築部分が建築確認申請手続を経ていないことや、太陽光発電システムの詳細が不明であることなど、需要を阻害する要因が存在する。これらを総合的に勘案すると、一般市場において短期間での売却は困難であると判断されるため、30%の減価を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（名古屋天白5－5）

所 在：名古屋市天白区池場5丁目1103番

価 格：169,000円／㎡

位 置：名古屋市営地下鉄鶴舞線「植田」駅の南西方道路距離約1.5kmに
位置する

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：510㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北側25.0m県道に接面

用途指定等：近隣商業地域（建ぺい率80%：容積率300%）、準防火地域

地域の概要：低層店舗、共同住宅等が建ち並ぶ路線商業地域

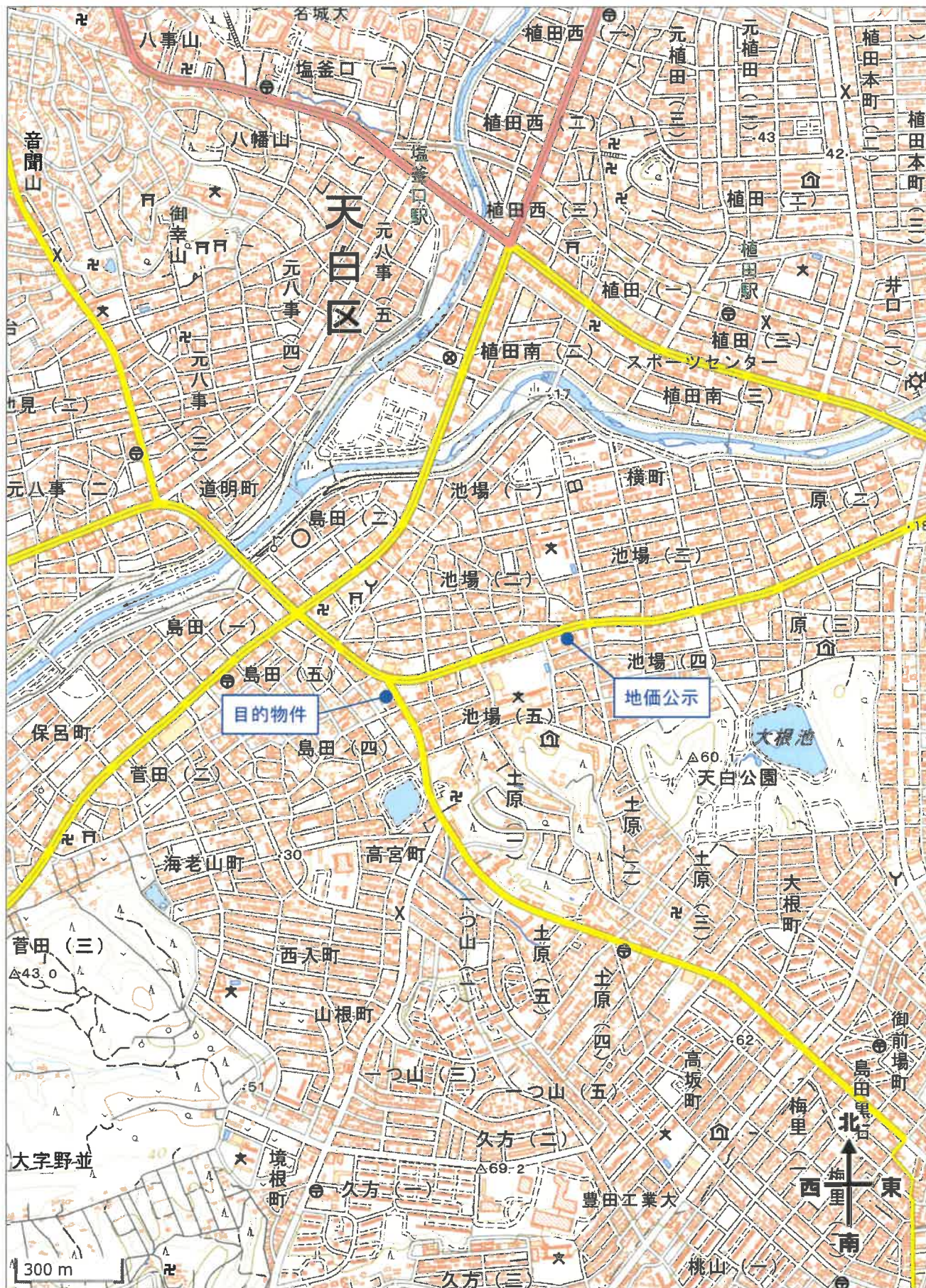
第7 附属資料

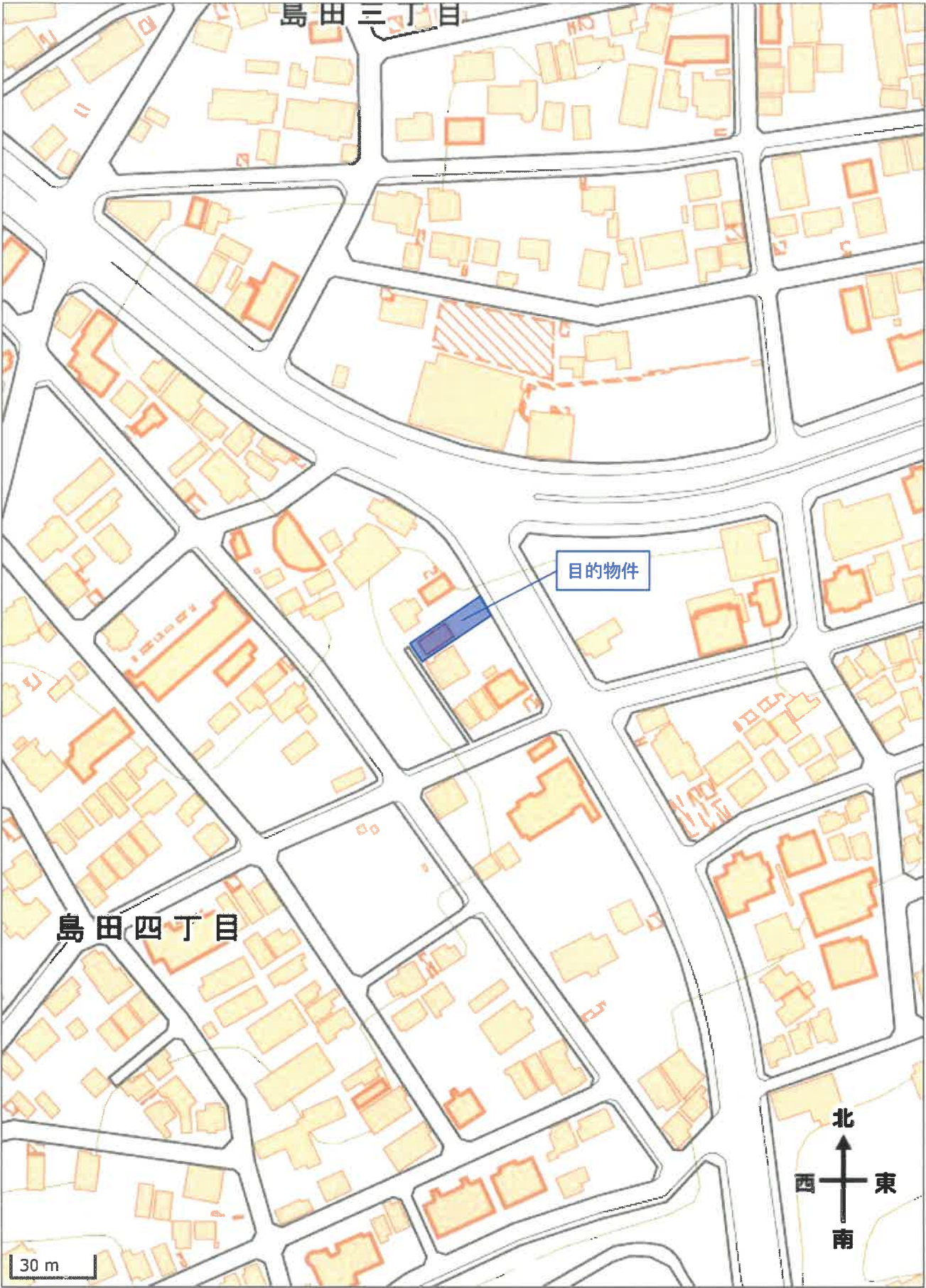
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

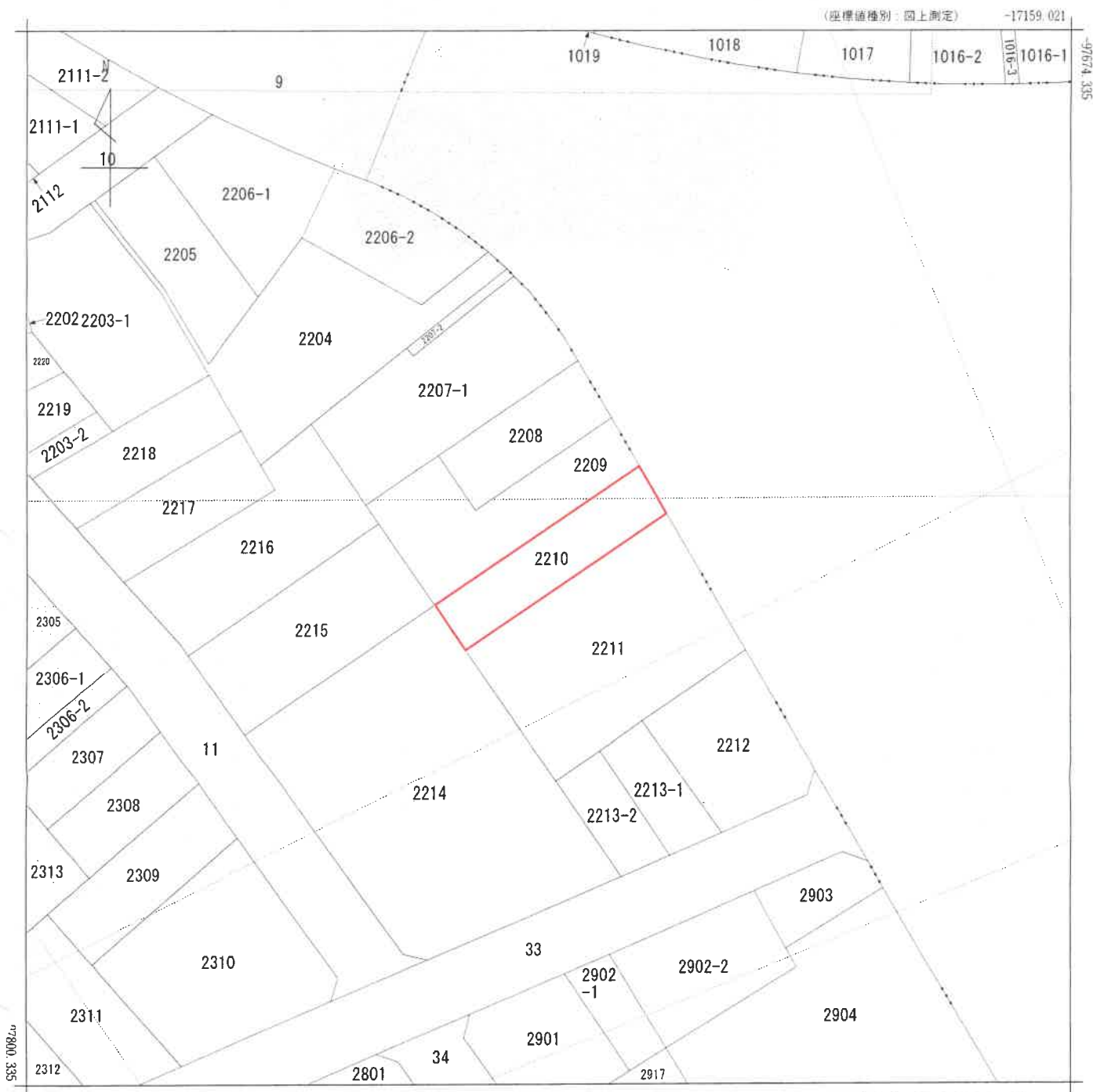
以 上

地理院地図

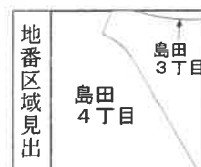
GSI Maps







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	名古屋市天白区島田四丁目				地番	2210番			
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VII	分類	地図に準ずる図面 (街区成果B)		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成22年3月23日				備付年月日 (原図)	平成22年3月23日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局名東出張所管轄)

令和7年9月11日

金沢地方法務局

地図整理番号：M59581

登記官

(1/1)

A 4 判に縮小

登記年月日：平成24年12月10日

(これは図面に記載されている内容を証明した書面である)

(名古屋法務局名東出張所発給)

令和7年9月11日

金沢地方法務局

登記簿

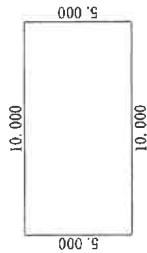
地図整理番号：M59582

A 4 判に縮小

建物図面図
各階平面図

家屋番号	2210
建物の所在	名古屋市天白区島田四丁目2210番地

1階

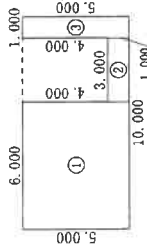


求積表

$$10.000 \times 5.000 = 50.000000$$

合計	50.000000
床面積	50.00 m ²

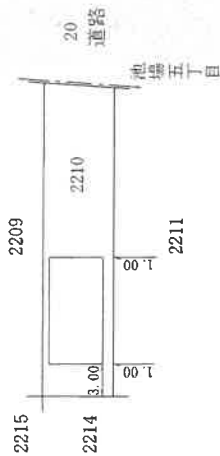
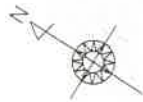
2階



求積表

①	6.000 × 5.000	=	30.000000
②	3.000 × 1.000	=	3.000000
③	1.000 × 1.000	=	1.000000

合計	38.000000
床面積	38.00 m ²



作成者

縮尺

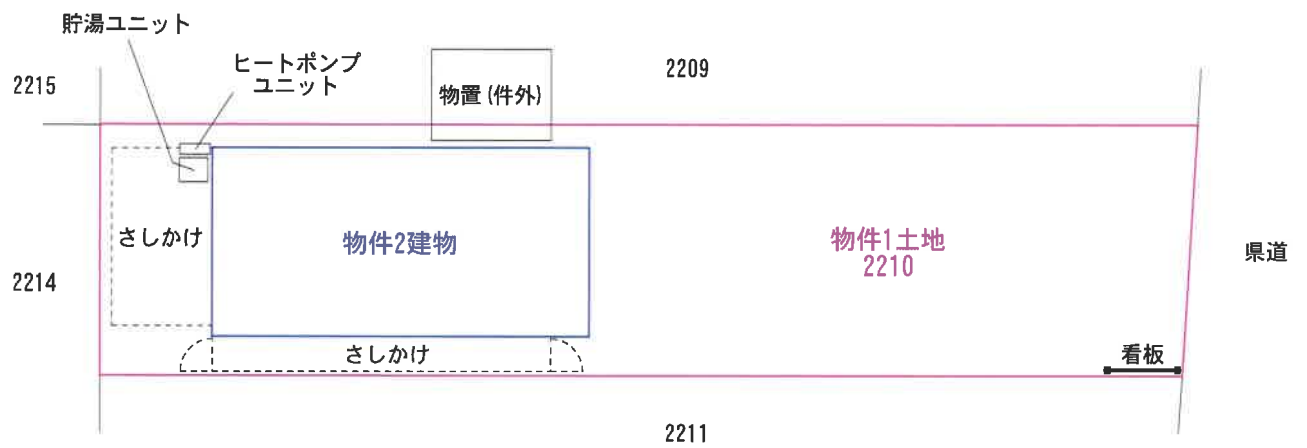
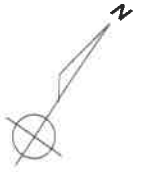
申請人

縮尺

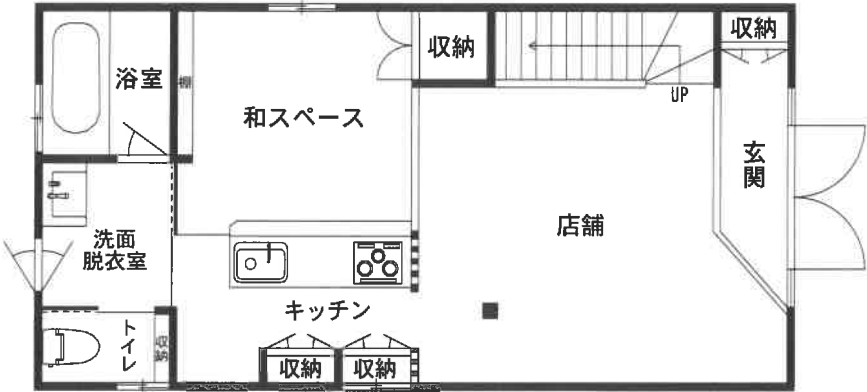
500

(平成24年12月3日作成)

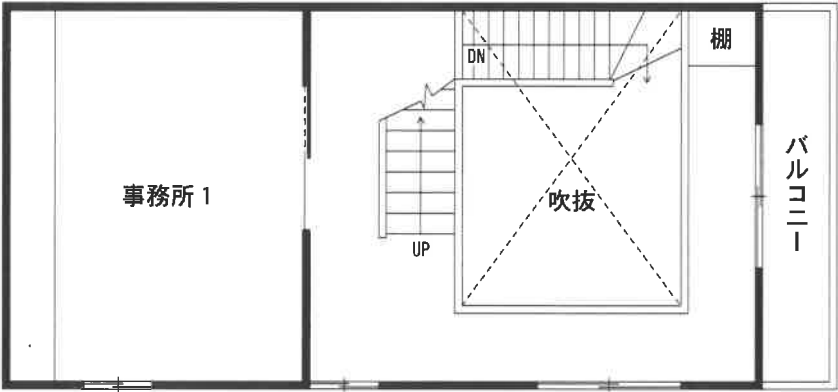
土地建物配置図（概略）



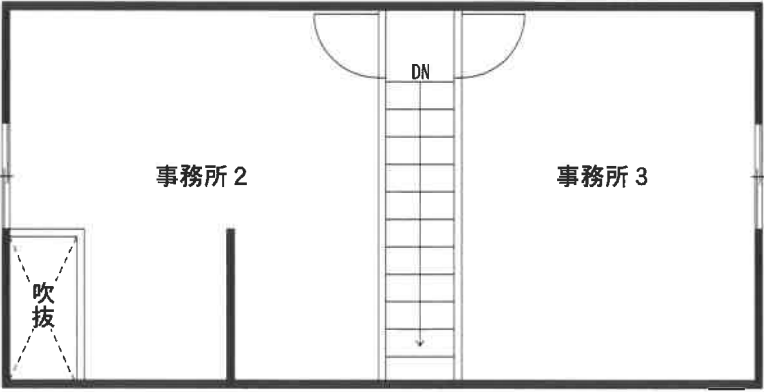
建物間取図（概略）



1 階



2 階



3 階
(未登記増築部分)

